## 和歌山地方裁判所委員会議事概要

#### 第1 開催日時

平成26年5月14日(水)午後1時30分から午後4時00分まで

#### 第2 開催場所

和歌山地方裁判所大会議室

## 第3 出席者

(委員)

山東美代, 髙部真一, 冨山信彦, 西 直哉, 橋本眞一, 森 義之(委員長) (五十音順, 敬称略)

# (事務担当者又は庶務)

安村事務局長,田中民事首席書記官,大垣刑事首席書記官,遠藤事務局次長,大本総務課長,四元総務課課長補佐,藤原会計課長,下出会計課課長補佐

#### 第4 議事

- 1 開会
- 2 所長あいさつ
- 3 新任委員紹介

前回委員会以降任命された髙部委員、長阪委員及び岡委員の紹介が総務課長から行われた。

4 前回の議事概要等

説明者(総務課長)が、前回委員会テーマ「防災について」に関して、新庁舎への移転に伴い、災害時行動計画の見直しを行ったことを報告した。

- 5 テーマ「新庁舎について」
  - □ 新庁舎の概要説明及び庁舎見学 下出会計課課長補佐から新庁舎の概要説明の後,藤原会計課長の先導で庁 舎見学を行った。
  - □ 意見交換

【発言者/◎:委員長,○:1号委員(学識経験者),●:2号委員 (弁護士),△:3号委員(検察官),□:4号委員(裁判官),

## ■:事務担当者又は庶務】

 ● 庁舎見学をさせていただき、きれいで大きな庁舎であると感じた。しかし、 使い勝手が悪いところもある。新庁舎に移転した平成26年1月14日から 1か月間、和歌山弁護士会所属の弁護士28名を対象に行った新庁舎に関す るアンケートの集約結果に基づき意見を述べさせていただく。

アンケートに記載されていた意見の中には、裁判所において既に対応済みのものもあるが、弁護士会としては、家裁の待合室の数・設備・装備・利便性について、「改善の必要がある」と回答した会員が19人おり、家裁の待合室を増やすか、待合室の広さを確保してほしいと考えている。

これまでに家裁の待合室に入ったことがあるが、狭くてぎゅうぎゅうになっているときがある。また、待合室の長椅子が一方向に向いており、打合せを行うにも不便である。調停の申立人と相手方の待合室は、それぞれ一つであり、申立人又は相手方の一同で待たされることになっている。

遺産分割事件では、待っている間に込み入った話をすることもあり、他の 当事者や代理人に聞こえることも考えられるので、パーテーションで区切る などしてほしい。

裁判所からは、調査室を一部調停室として使用することは聞いているが、 恒常的に待合室を増やしてほしいと強く思っている。例えば、遺産分割であれば、申立人は1名でも相手方は複数の場合があり、複数の相手方間において対立している場合でも同じ待合室になることがある。弁護士会としては、 待合室は複数にすべきであると思っているところである。

また、トイレの場所がわかりづらい、各階に自動販売機を設置したり、休 憩室もあったらいいという意見もある。

● 待合室については、長椅子だけでパーテーションがないので、話をしてい

ると,みんな聞き耳を立てている。家裁の離婚などについて待合室をもう少 し考えてほしいというのが大きい。

- ◎ アンケートは2月時点のものであり、5月現在で裁判所において対応していることも多いので、その点について裁判所の担当者から説明させる。
- 「各受付での案内等」に関して、期日簿の備え置き等については、現在は期日簿を誰でも閲覧可能にするため、1階守衛カウンターの横に備え置いており、それを見ればその日の事件がどの法廷で行われるのかはわかるようになっている。また、各階への事件一覧の掲示についても、各階のエレベーター前に新たに掲示板を設置し、そこに期日簿を掲示することで見やすく改善を行い、さらに、以前はA4版で掲示していたところ、現在A3版に拡大した期日簿を添付している。

「法廷の設備等」に関しては,多数の当事者等が参加される際には,他の 部屋の椅子を持ち込んで対応している。

「調停室の数等」に関して、4月以降、調停期日の指定曜日が増えたことにより、今後は1期日当たりの事件数は分散すると聞いている。また、調査室も調停室として使用することとしているが、更に工夫できないか各部署と調整していきたいと考えているところである。

調停委員控室については、3月に備品を整え、レイアウト変更を行ったところである。申立人と相手方が出会いかねないという意見については、DV等の事案では、一方の当事者には1階の調停室を使用し、相手方と出会わないよう運用上配慮している。

家裁の待合室に関して、椅子が少ないという指摘については、3月に5階の第1待合室に2脚、第2待合室に1脚の長椅子をそれぞれ増設置して対応した。また、家裁の待合室については、第1、第2待合室の他に5階にある第3待合室を利用する運用をすでに開始しているところであり、更に不足する場合には、4階の待合室を利用することも考えている。

その他の事項については、資料室の貸出について意見を出されているが、 新庁舎になって運用を変更したということはない。

このとおり、裁判所としても、既に改善等の対応を行ってきたところであるが、今回弁護士会からのアンケート結果については、これを参考にしながら、更に改善に努めて参りたいと考えている。

○ 読売新聞の和歌山支局も9年前に建て替えがあり、格子をイメージした 茶色の建物で、太陽光パネルがあるところは、裁判所も同じである。

いい新庁舎ができたということで、環境・景観に配慮している建物が和歌 山市にあることをピーアールしていくべきだと思う。

裁判員制度が導入されてから5年を経過し、若い人も裁判員として裁判所に来る機会があるだろうし、他方、一般市民は、よほどのことがないと裁判所に来ることはない。今回新庁舎ができ、裁判や司法に関心を持ってもらう絶好の機会なので、今まで裁判所見学等の広報を行っていると思うが、さらに踏み込んでいろいろと企画をしてほしい。そうなれば、新聞でも後押しさせていただく。

また、現在、駐車場がないのは心配である。和歌山郵便局付近の駐車場はあふれており、交通渋滞が発生している。和歌山は車社会なので駐車場対策をお願いしたい。報道の立場からいうと、大きな裁判、例えば全面勝訴のような垂れ幕を掲げるような裁判もあると思うが、多くの支援者が集まったときに、1階のメインエントランスのスペースで大丈夫なのか、中継車をどこに置くのかなど、将来的にはそのようなことも検討していく必要があると思う。

- 駐車場については、今年度中に100台程度駐車可能な駐車場を整備する 予定である。
- 広報の点については、5月27日に、憲法週間記念広報行事として「裁判 所見学ツアー」を企画しており、既に多くの応募をいただいている。

また、毎年夏休みには、小学生を対象に、キッズ法廷として模擬裁判員裁判を開催しており、現在準備を進めている。裁判員候補者の待機室については、このような広報行事等のときにも利用している。今後も新庁舎について、積極的に広報を行っていきたいと考えている。

■ 中継車については、申請があれば、場所の確保は可能な限り協力させていただく。

垂れ幕を掲げることについては、庁舎管理上、裁判所内ではメッセージ性 のあるものを掲げることは難しい。また、裁判所内で撮影することは認めて いない。

- ホームページには、法廷の写真とかの掲載はあるのか。それとも庁舎内の 撮影は認めないのか。
- 新庁舎のパンフレットを作成し、一定のところに配布することを予定している。その中に法廷、裁判官室、書記官室等の写真も掲載している。

ホームページについては、平面図は掲載されている。

セキュリティ面やプライバシーの問題があるので, 庁内で写真を撮影する ことは認めていないが, 広報行事の際に, 参加者に一部撮影を認めることは ある。

- 市民の方は、裁判所に対しては、ネガティブで、悪いことをした人が行くところというイメージがあるので、少しでも裁判所を利用するときには、心が和む施設であってほしいと思っている。そのためには自動販売機を各フロアに設置して、休むところを設けるとか、裁判員候補者の待機室を開放するとかしてほしい。また、利用者のアンケートをやってほしい。そして、この委員会において、アンケート結果に基づき改善点を協議するということにすればよいと思うので、裁判所でアンケートをやってほしい。
- 普段,裁判所を利用することはないが,新庁舎になって明るくなっていい と思う。弁護士会のアンケートにある「総合待合室」をすりガラスにするの

は無理かと思うが、できるところからやってもらっており、県民にとってはいいことである。

なお, 駐車場を土日開放することはどうなのか。

- 土日は閉庁しているため、庁舎管理上、解放するのは困難である。
- 和歌山城の花見のときやイベントのときに解放すれば、親しみやすくなるのではないか。
- 駐車場が完成すれば、平日は誰でも駐車できるのか。
- 駐車場は、裁判所の利用者のために整備するものである。駐車場完成後は、 警備員を配置し、警備員が用務先を聞いて、駐車場に入ってもらうことを予 定している。
- 周りにコインパーキングがあるが、100台の駐車場は有益な資源なので、 駐車場を業者委託して、低料金で駐車場が借りられるようにするのは無理な のか。
- 国の施設は、国有財産法でその利用目的等が定められている。裁判所庁舎は、その駐車場を含めて行政財産であり、裁判をするためのものであることから、有料で駐車場を利用させることは、できない仕組みになっている。
- 新庁舎移転時には食堂があったが、業者が撤退したと聞いている。今後、 コンビニを入れる、あるいは食堂であれば定食屋などの業者に入ってもらう ことは可能なのか。
- 現在,次の業者が入るように公募手続中である。また,現在は売店があるが,コンビニとなるとスペースがないので難しい。
- 地下ではなく、上の階に広めの食堂を造れば、業者は入るのではないか。 裁判所は、頻繁に来るところではないと思うが、利用者目線で意見を吸い上 げてほしいと思う。
- 駐車場は、警備員なしで自由に利用できる方がありがたい。一般の方は、 裁判所は悩みを解決してくれるところと考えており、敷居が低くなり、来や

すくなると思う。警備員がいたら入りにくい。

また,授乳室を見学したが,化粧室はあるのか。他の裁判所のアンケートでは,化粧直しをするところがあればいいとの意見が出ている。

- 女性トイレの洗面所を使ったが、きれいで化粧も直せる。
- オストメイト対応トイレや授乳室について、一般の人がすぐわかるような表示をするとか、トイレについて、わかりやすい表示をするなど、表示を充実させた方がいいと思う。
- 和歌山市役所には、3月からコンビニが開店して賑わっている。また、市 役所の高層階に、市民が入れるお城が見える食堂がある。和歌山は人口当た りのコンビニの店舗数が少ないので、小規模でもうまくいくこともある。頭 から無理ということではなく考えてはどうか。
- 1階には公衆電話がなく、他の裁判所のアンケートでも公衆電話がないと不便であるとの意見がある。現在、ほとんどの人が携帯電話を利用しているが、お年寄りなど携帯電話を持っていない方もいるので、公衆電話を設置してはどうか。
- 旧庁舎には公衆電話が設定されており、裁判所としては、新庁舎でも公衆 電話を設置したかったが、NTT西日本から、裁判所での収益が少なく赤字 なので引き揚げさせてほしいとの意向を示され廃止となった。
- 現在,採算が取れないところは,廃止を含め設置台数の見直しがされていると聞いている。和歌山地方裁判所としては,必要性は感じているものの, NTT西日本の意向もあり廃止されてしまったのが現状である。
- 全国的にそうなのか。
- 採算が取れないところは引き揚げられていると聞いている。
- 裁判所が費用を負担して公衆電話を設置することはできないのか。設備として1階に1台あったらいいと思うが。
- これについても、利用者にアンケートをして、裁判所が費用を負担するこ

とを考えるのはどうか。

- 国が費用を負担することは、国民の理解が得られないのではないかと考えている。
- 一般の人が相談に来て、簡裁や家裁で話をして申立書などを書いてもらうことがあると思うが、法律問題を聞いてほしいという人もいるので、そういう窓口を充実させてもらえたらと思う。
- ◎ 裁判所は、受付において裁判手続の相談はやっている。法律相談となると、 弁護士会や弁護士事務所に相談に行ってもらうことになる。
- 裁判所に置けるリーフレットやパンフレットは、無料で行うものだけなのか。
- 有料又は無料という基準はないが、裁判所の中立性、公平性の観点から、 有料のものを斡旋していると受け取られる場合には、そのようなものを置く ことは難しい。
- 置けるものについては充実させてほしい。
- 手続のリーフレットは、各部署の窓口に置いてあり、丁寧な説明に努めている。
- 弁護士会主催の5月9日の無料法律相談については、置いてもらえたのか。
- 無料法律相談については、窓口や待合室に備え置いて、一般の方々に見ていただけるようにしている。また、関係機関等からのパンフレットについても、スペースに限りはあるが、備え置けるものについては、備え置いている。
- ◎ 新庁舎について、本日いただいた委員の皆さんのご意見を生かしていきたいと考えている。
- 6 次回委員会の意見交換テーマ 人材育成について
- 7 次回委員会の開催日時

平成26年11月19日(水)午後1時30分

8 閉会